二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

**○大阪府公安委員会告示第百三十四号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

**○兵庫県公安委員会告示第二百一号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

**○鳥取県公安委員会告示第百号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

**○島根県公安委員会告示第十六号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

**○岡山県公安委員会告示第百三十三号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和七年十月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年一月六日まで

# 国会事項

## 衆議院

**報告書受領**

九月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく令和六年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

又同日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国際機関等に対する拠出等の状況について」

# 人事異動

## 内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　伊藤　忠彦

環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　伊藤　忠彦

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上九月二十九日）

総務大臣秘書官　吉牟田　剛

願に依り本官を免ずる　鹿田あゆみ

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上九月三十日）